

令和8年度 県北ものづくり企業力強化事業 業務委託仕様書

1 事業の趣旨・目的

県北地域には、歴史的に電気・機械産業を中心とした大企業の下請けとして発展してきた中小企業が多く集積しており、長年製造業が主力となって、地域経済・雇用を支えてきたところである。しかしながら、大企業の事業転換やコスト競争、人手不足などが進み、特定の取引先に依存した従来の賃加工型のビジネスモデルでは、安定した成長が難しくなっている。このため、本事業では、県北地域を中心とした中小企業の新分野への参入支援をとおして、中小企業の受注力を向上させ、県北地域の産業活性化を図る。

なお、本事業における新分野への参入支援は、成長分野である医療分野のなかでも医療機器を主なターゲットとし、医療関連事業者と県内中小企業間の関係構築、医療分野特有の法規制や規格に関する研修の開催などにより、中小企業が医療分野へ参入しやすい体制を構築することを目的とする。

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 応募要件

本委託業務を実施する者は、以下①～④の要件を満たしていることとする。更に⑤を満たす場合は尚可とする。

- ①E-mail、Web 会議システムの活用、パソコンによる報告書作成や企業検索などが可能であること
- ②企業訪問や医療関連事業者訪問などの活動に支障がなく、新たなネットワーク構築に貢献できること
- ③医療関連事業者から県内中小企業への技術ニーズを聴き取ることができること
- ④中小企業の立場に立ち、医療関連事業者との円滑な調整役（マッチング時のファシリテーションを含む）を果たし、中小企業の課題に合わせた助言・提言ができること
- ⑤医療分野の企業等での開発経験を有し、医療分野に係る業界団体などに人脈があること

4 委託業務内容

次の事業について、企画及び運営等一式を行う。なお、以下に含まれていない内容でも、本事業の目的に照らし、有効と認められるものについては、事前に県と調整したうえで、業務に含めることができるものとする。

(1) 医療機器市場への参入に関する相談支援窓口の運営

①相談対応の実施

ア 参入支援に関する企業からの相談に一元的に対応するため、コーディネーターを配置すること

【相談対応（例）】

- ・ 県内中小企業と医療産業、医療機関等との橋渡し、マッチング
 - ・ 医療機器開発のアイデアやビジネスプランのブラッシュアップ
 - ・ 医療機器の安全性試験に関すること
 - ・ 医療分野の知的財産の保護や活用
- イ 医療分野の専門家を実業アドバイザーとして確保すること
- ウ 必要に応じて、産業支援機関^{*1}と連携すること
- ※1 県産業技術イノベーションセンター、ふくしま医療機器開発支援センター、INPIT 等
- エ 県内中小企業の相談内容に応じて、適宜（2）①のネットワークを活用すること

②医療機器市場への参入に関する情報の提供

ア 県北地域を中心に、情報サービス系を含むものづくり中小企業を 30 社程度訪問し、本事業

業の周知を行うこと

- イ 県内外の医療機器市場参入事例や臨床ニーズ等、市場参入の動機付けにつながるような情報を、メール配信やホームページ等を活用して県内中小企業等へ提供すること

③窓口設置時期及び対応方法

- ア 契約締結日から1か月以内を目途に相談窓口を開設すること
- イ 窓口及び訪問での相談のほか、電話による相談、メールによる相談、オンライン相談を受け付けられる体制とすること

(2) 医療関連事業者との関係強化

①医療関連事業者及び関係者との連携協力体制の構築

- ア 医療機器製造販売業、医療機器販売業、医療機関関係者に本事業との連携を働きかけ、各3者以上と協力関係を構築すること

②医療業界と企業をつなぐ交流会の実施

- ア 上記事業者及び関係者と、県内中小企業との交流により、新たな事業展開やニーズシーズのマッチングに資するプログラム（ディスカッション、ピッチ、個別メンタリング等）を実施すること
- イ 開催は年1回以上とし、開催場所は県北地域とすること

(3) 医療関連分野への参入に向けた意識醸成・知識普及

①意識の醸成

- ア 大手医療機器メーカー等を講師とした医療分野の市場動向に関するセミナーを開催すること
- イ 開催は年1回以上とし、開催場所は県北地域とすること

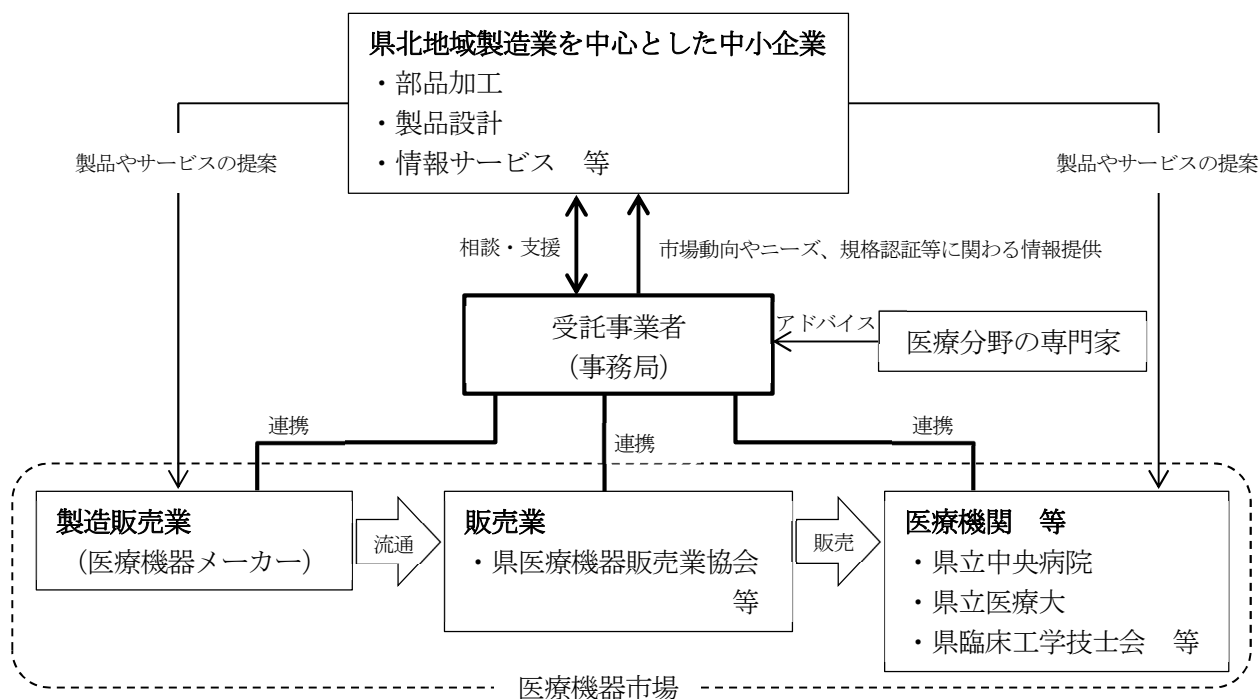
②知識の普及

- ア 医療分野特有の規格認証制度に関する研修を実施すること
- イ 開催は年1回以上とし、開催場所は県北地域とすること

5 事業体制

- (1) 受託者は、事業開始後すみやかに年間実施計画を策定すること。策定した計画について、受託者は県と調整のうえ、適宜必要な変更を行うことができる。
- (2) 受託者は、事業担当者を配置すること。
- (3) 受託者は、事業の実施によって県内企業が利益を得られた内容や事例を適宜フォローし、成果としてまとめること。
- (4) 業務の進捗状況や成果について、月1回程度、県と情報共有する会議を開催すること。

【事業スキーム図】



6 事業目標

- ・ 医療分野に進出した企業数 + 医療分野進出に向けて取組む企業数：10社以上

7 対象経費

本事業において、以下に定める経費内で事業を実施するものとする。

- (1) 事業に従事する職員等人件費
 - ・ 賃金又は報酬
 - ・ 通勤手当、旅費
 - ・ 社会保険料、労働保険料等の事業者負担分
 - ・ 社内規定により労働者に対し支給が義務づけられている手当等
 ※令和9年3月31日までの雇用期間に係る人件費のみが対象
- (2) 謝金
- (3) 旅費
- (4) 消耗品費
- (5) 印刷製本費
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 広報費
- (8) 通信運搬費
- (9) その他必要と認められる経費
- (10) 一般管理費（上記(1)～(9)までの経費総額の15%以内）

8 委託料

委託料については、事業終了後に受託者から提出される実績報告書（委託契約書様式第2号）及び収支計算書（委託契約書様式第2号 別添1）の審査により金額を確定する。

9 報告書等

- (1) 受託者は委託事業の終了後から起算して14日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日に

実績報告書（委託契約書様式第2号）とあわせて、収支計算書（委託契約書様式第2号 別添1）、事業実施状況報告書（委託契約書様式第2号 別添2）を提出すること。また、県の求めに応じて、都度状況を報告すること。

- (2) 事業実施状況報告書（委託契約書様式第2号 別添2）には、この仕様書に定める委託業務内容の履行を確認できる実績とその成果などを記載すること。

10 留意事項

- (1) 委託事業の関係書類は、事業終了後5年間は保存すること。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、その都度、県と受託者が協議して決定するものとする。